

出典：「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」より抜粋

(2) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

国基本計画の「盛り込むことが望ましい内容」を要約すると、次のようにまとめることができます。

市町村計画を定めるに当たって具体的に盛り込むことが望ましい内容

- ▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ▶ 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- ▶ 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- ▶ 「チーム」「協議会」の具体化の方針

※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする
- ▶ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方



ポイント！市町村計画に盛り込むことが望ましい内容の関係性

目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる

目標

必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るために利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築

- | | |
|-----------|--|
| ネットワークの役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・早期の段階からの相談・対応体制の整備 ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築 |
|-----------|--|

具体的な施策等の方針

- ✓ 中核機関の整備・運営の方針
- ✓ 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備
 - ・広報機能
 - ・相談機能
 - ・成年後見制度利用促進機能
 - ・後見人支援機能
- ✓ チーム・協議会の具体化の方針
- ✓ 助成制度のあり方